



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年2月27日（木） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電話番号
地域福祉課	生活支援係	安藤	内線 3450 直通 058-272-8264 FAX 058-278-2651

生活保護受給者の個人情報を含む書類の誤廃棄について

西濃県事務所福祉課において、生活保護受給者のケースファイル（3世帯分）を誤廃棄（溶解）する事案が発生しました。

（＊ケースファイルとは、生活保護に関する決裁や記録、入手した書類等を世帯ごとに綴じたもの）

記

1 事案の概要

廃棄書類の溶解作業を行った際、搬出した書類に誤って廃棄すべきでないケースファイルが混入し、溶解処理されました。誤廃棄したケースファイルには、生活保護受給者の氏名、性別、生年月日のほか、通院履歴等の要配慮個人情報が含まれていました。

なお、本事案による当該生活保護受給者への保護費の支給に影響はありません。

2 経緯

○2月14日（金）

職員Aが、担当する1世帯分のケースファイルが保管場所がないことに気づき、搜索を開始。

○2月17日（月）

職員Bが、担当する1世帯分のケースファイルが保管場所がないことに気づき、搜索を開始。

○2月20日（木）

廃棄書類の保管場所で、搜索中の2世帯を含む3世帯分（いずれも単身世帯）のケースファイルの表紙を発見。中身は2月18日に溶解済。

（なお、表紙が発見された3世帯を除く全世帯分については現存していることを確認）

○2月25日（火）

ケースファイルを誤廃棄した3名に謝罪。

3 今後の対応について

下記の再発防止策を徹底する。

① ケースファイルは、使用後速やかに所定の保管場所に戻す。

係長は、就業時間終了後に全ケースファイルの所在を確認する。

② 廃棄書類は廃棄前に担当者を含む複数人で最終確認する。

③ 書類の紛失が疑われる場合は速やかに上司に報告し、直ちに所属全員で搜索を行う。